

# 「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度分から、加入されている医療保険の保険料（税）に  
**「子ども・子育て支援金分（子ども分）」が加算**されます。

これは、国民健康保険・後期高齢者医療保険だけでなく、他の医療保険（健康保険・共済組合・国民健康保険組合等）に加入されている方も同様です。

**国民健康保険の場合**▶従来の保険税（医療分・支援金分・介護分）に「子ども分」を合算して納付する。

**後期高齢者医療制度の場合**▶医療分と子ども分の合算を納付する。

## 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額 (令和4年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,800円	4.6%
被用者保険	<b>300円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり500円</small>	<b>400円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり600円</small>	<b>500円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり800円</small>	11,000円 <small>(参考) 被保険者一人当たり18,300円</small>	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり450円</small>	<b>350円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり550円</small>	<b>450円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり700円</small>	10,400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり16,700円</small>	4.2%
健保組合	<b>350円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり550円</small>	<b>400円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり700円</small>	<b>550円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり900円</small>	11,600円 <small>(参考) 被保険者一人当たり19,800円</small>	4.7%
共済組合	<b>350円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり650円</small>	<b>450円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり800円</small>	<b>600円</b> <small>(参考) 被保険者一人当たり1,000円</small>	12,000円 <small>(参考) 被保険者一人当たり21,100円</small>	5.0%
国民健康保険 (市町村国保)	<b>200円</b> <small>(参考) 一世帯当たり300円</small>	<b>300円</b> <small>(参考) 一世帯当たり450円</small>	<b>400円</b> <small>(参考) 一世帯当たり550円</small>	7,600円 <small>(参考) 一世帯当たり11,300円</small>	5.1%
後期高齢者医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	6,600円	5.1%

### Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

**A** 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

### Q どうして「支援金制度」が必要なの？

**A** 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。



●問い合わせ先  
 本庁 住民税務課 ☎ 22-3037  
 支所 住民生活課 ☎ 25-2511

# 4月から助成券の利用上限を拡充します！



令和7年度に実施した、利用者向けアンケートの結果を踏まえ、1回の運行（片道）あたりの助成券の利用上限を「4枚」まで拡充いたします。1枚あたり700円の助成となるため、1運行あたり最大2,800円の助成が受けられるようになります。

## 変更点

これまで

1運行あたり



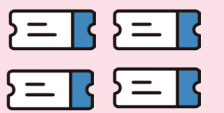
**2枚**まで利用可能

つまり…

**1,400円**までの助成

令和8年4月～

1運行あたり



**4枚**まで利用可能

つまり…

**2,800円**までの助成

## 利用例



運賃が3,000円の場合

**3,000円 - 2,800円（助成券4枚分） = 200円の手出し**

※必ず4枚使わなければならないということではありません。  
 ※利用者は都合に応じて、1～4枚の助成券を利用できます。

- ① 年間の助成額に変更はありません。  
紙チケット登録の場合▶年間**36枚**  
マイナンバーカード登録の場合▶年間**48枚**
- ② 町が契約している契約事業者でのみ、利用できます。  
助成券の交付時に役場窓口にて利用可能事業者の一覧をお渡しします。
- ③ 本助成券は申請者本人しか利用できません。  
他の方へのお譲り等は一切できませんので、ご了承ください。

●問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3042

# 令和8年度 肝属地区環境ふれあい館 前期講座案内

月	日	時間	講座名	定員	材料費	申込期限
5	9 <sup>土</sup> ・10 <sup>日</sup>	9:00~15:00	ワークショップ「母の日」プレゼント作り	10人	無料	当日受付
	24 <sup>日</sup>	10:00~12:00	EMぼかし肥料作り(生ゴミ減量)	10人	400円	5月8日 <sup>金</sup>
	28 <sup>水</sup>	9:00~15:00	ミシンを使って小物作り(ミシン貸出day)	10人	無料	当日
6	4・18・7/2	10:00~12:00	古着リメイク ~裂き織りで小物作り~ (3回講座)	13人	無料	5月22日 <sup>金</sup>
	17 <sup>水</sup>	9:00~15:00	ミシンを使って小物作り(ミシン貸出day)	10人	無料	当日
	20 <sup>土</sup> ・21 <sup>日</sup>	9:00~15:00	ワークショップ「父の日」プレゼント作り	10人	無料	当日受付
7	10 <sup>金</sup>	10:00~12:00	リメイク小物作り	10人	一部必要	6月19日 <sup>金</sup>
	15 <sup>水</sup>	9:30~15:00	布ぞうり作り	5人	無料	6月19日 <sup>金</sup>
	17 <sup>金</sup>	10:00~12:00	リメイク小物作り	10人	一部必要	6月19日 <sup>金</sup>
	24 <sup>金</sup>	10:00~12:00	ミシンを使って小物作り(ミシン貸出day)	10人	無料	当日
8	2 <sup>日</sup>	10:00~12:00	夏休みチャレンジ ~木工DIY~	親子5組	無料	7月10日 <sup>金</sup>
	5 <sup>水</sup>	10:00~12:00	夏休みチャレンジ ~自転車パンク修理~	親子1組	無料	7月10日 <sup>金</sup>
	16 <sup>日</sup>	10:00~12:00	夏休みチャレンジ ~リサイクル工作~	親子5組	無料	7月10日 <sup>金</sup>

申込方法 ▶ 直接来館・電話・FAXでお申込みください。応募者多数の場合は、締め切り後に抽選となります。

●問い合わせ・応募先 肝属地区環境ふれあい館 鹿屋市申良町下小原 3893-8  
TEL: 0994-62-8101 FAX: 0994-62-8102

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します



令和8年7月19日任期満了の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行います。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地の権利移動等の申請の許可、決定等審査のため、委員会の会議に出席(原則月1回)</li> <li>② 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進</li> <li>③ 担い手への農地集積の推進</li> <li>④ 新規就農の支援するための活動、指針の作成等</li> <li>⑤ 農地中間管理機構との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 担当区域内において、農業委員と協力し、担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消にむけた現場活動</li> <li>② 農地の権利移動の許可、その他農業委員会が行うべき事務に関する現地調査と申請者への聞き取り調査</li> <li>③ 農地等の利用の最適化推進に関する指針に対する意見の申出</li> <li>④ 農業委員会からの要請に応じ、毎月の農業委員会総会等への参加等</li> </ul>
応募資格	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。 ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>③ 錦江町の職員、教育委員、固定資産評価委員等</li> <li>④ 錦江町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>③ 錦江町の職員、錦江町農業委員</li> <li>④ 錦江町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員</li> </ul>
募集期間	令和8年4月10日 <sup>金</sup> ~5月7日 <sup>木</sup> 必着 ※郵送については、当日消印有効	
募集人数	14名	10名
任期	令和8年7月20日~令和11年7月19日	委嘱の日から令和11年7月19日まで
報酬等	報酬・費用弁償 町の条例による	
応募方法	<p>規定の応募用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて、持参又は郵送により提出して下さい。 募集要項及び応募様式は、農業委員会事務局、支所産業建設課に用意してあります。また、錦江町ホームページからもダウンロードできます。</p>	

●問い合わせ先：農業委員会事務局 ☎ 22-3035 支所産業建設課 ☎ 25-2511

## 安心・笑顔を届ける~介護の現場から

身近にある介護事業所ですが、意外と知らない方も多いのでは？  
錦江町で活躍する介護事業所の取組や想いをご紹介します！

### vol.4 社会福祉法人 幸伸会 特別養護老人ホーム 青山荘

#### 施設の紹介

社会福祉法人幸伸会は、1993年の創設以来、錦江町・鹿屋市において特別養護老人ホームやグループホームなど、多様な高齢者福祉サービスを展開してきました。

幸伸会では、サービスの質を守りながら、介護ロボットやICTを積極的に活用した「科学的介護」「DX」を推進し、職員の確保・育成にも力を入れています。

利用者の尊厳と安全を守り、健康で豊かな生活を支えることを基本に、職員一人ひとりが専門性と人間性を磨きながら、質の高いサービスの提供に努めます。また、地域福祉の拠点として、地域の皆さまと連携しながら、これからも安心できる介護の場づくりに取り組んでまいります。

#### 施設の特徴

\*特別養護老人ホーム青山荘▶24時間の介護体制で、食事や入浴など日常生活をサポート。健康管理も行い、終の棲家として安心を届けます。また、常時介護が必要な方へ24時間体制で食事・入浴等の生活支援と健康管理を行い、安心の毎日を支えます。

\*青山荘短期入所生活介護事業所▶ご家族が仕事や旅行、冠婚葬祭などで留守の時や病気や事故などで介護ができない時、リフレッシュしたい時などにご利用ください。



公式Instagram

#### 管理者の声

青山荘は2023年に創設30周年を迎えました。今後も地域福祉の拠点として少子高齢化に対応し、介護ロボット・ICT活用で質の高い介護サービスを提供していきます。

#### お問合せ

社会福祉法人幸伸会  
特別養護老人ホーム青山荘

☎ 0994-22-3388

錦江町城元 3724 - 1 (錦江町総合運動公園近く)

